

暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル実装型） を実施する者に対する補助事業の第1回公募についての公示

令和7年6月27日

国土交通省住宅局長 楠田 幹人

この度、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル実装型）を実施する者に対する補助事業の第1回公募を開始しますので、お知らせします。

※本事業の詳細は、別紙をご参照ください。

※本公募は、広域モデル策定型を実施する者に対する補助事業の第2回公募とは異なりますので、ご注意ください。

※令和7年度予算の執行状況等に応じ、追加公募する可能性があります。

本事業は、地域に根づいた住宅生産の担い手不足への懸念や大規模災害リスク等を踏まえ、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じ、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成されるグループ（以下「地域グループ」という。）が災害発生時に備えて事前に実施するモデル的取組を支援することで、大規模災害発生時における地域の担い手の確保及び木造応急仮設住宅等の早期供給等の初動対応の迅速化に資することを目的とするものです。

1. 補助対象とする事業の内容

地域グループが行う広域モデル策定型※の成果を踏まえ、地域協議会（地方公共団体及び原則として複数の地域グループで構成されるもの）は、木造応急仮設住宅、復興住宅等（以下「モデル住宅等」という。）のモデル的整備（以下「地域モデル実装型」という。）を実施することができる。

※木造応急仮設住宅等の設計図作成、整備体制構築等の事前検討、災害発生時の対応に必要な建築技能習得のための研修、訓練等、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じたモデル的取組。

2. 補助対象とする事業者の要件

本事業への参加は、地域協議会であって、次の（1）から（5）までの全てを満たすことを要件とする。

- （1）補助事業を適確に遂行するに足る実施方法等の企画能力を有すること。
- （2）補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。
- （3）補助事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適確な管

理体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制等）を有していること。

（４）補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

（５）補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

※過去３カ年度内に住宅局所管事業補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者は本補助金への申請を原則として制限するものとする。

※暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供与等により直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者は本補助金への申請を制限するものとする。

３．事業期間（予定）

採択後※^１ ～ 令和８年２月中旬※^２

※１ 採択通知は、令和７年８月中旬を目途とする。ただし、提案件数により、採択通知の発出予定時期が前後する可能性に留意すること。

※２ 採択時に案内する、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル実装型）交付事務局（以下「交付事務局」という。）に対する完了実績報告書の提出期限とする。なお、モデル住宅等の本体の整備については、採択後に着手（モデル住宅等を着工）し、令和８年１月３０日（金）までに完了する計画とすること。

４．事業の全体要件

１．について補助を受けようとする事業は、次の（１）から（１０）までの全てを満たす事業内容であることを要件とする。

（１）事業の実施主体として、次に掲げる主体で構成される地域協議会を構築すること。

ア 地方公共団体

イ 原則として複数の地域グループ

（２）地域協議会を構成する地域グループは、地方公共団体との災害協定等の締結、若手入職・定着に係る取組の実施及び住宅生産事業者等の連携体制の構築に取り組むこと。

（３）地域協議会を構成する地域グループは、原則として広域モデル策定型（第１回公募）に提案し、すでに採択されている、または、現在実施中の広域モデル策定型（第２回公募）に提案していること。

（４）地域モデル実装型を行う地域協議会として、（３）に掲げる広域モデル策定型としての取組成果を見据え、災害発生時に備えて事前に取り組む必要のある理由についての分析を行い、実施しようとする内容が当該課題に向けて適切なものとな

っていること。

- (5) 地域モデル実装型に係る具体的な年度目標を設定し、当該年度目標の達成状況を年度末に報告すること。また、長期目標についても、可能な限り設定し、必要に応じて報告すること。官民連携協議会（仮称）※等において、必要な報告を求めることがある。

※本事業の成果の共有等を含め、地方公共団体、民間事業者等から構成され、大規模災害発生時等における住まい確保に係る官民連携のあり方等を議論する場として、令和7年度中（令和8年1月から3月を目途）の発足を目指すもの。

- (6) 地域モデル実装型の内容が、広域モデル策定型の提案時に掲げた目標及び(5)に掲げる目標の達成に資するように適切に設定されていること。
- (7) 地域モデル実装型に係る検討・実施体制及び実施環境が、(5)に掲げる達成目標及び(6)に掲げる取組内容と整合していること。
- (8) 地域モデル実装型で整備するモデル住宅等について、整備過程で得られた知見、運営状況等の取組成果を分析し、広域モデル策定型としての取組にフィードバックすること。
- (9) 整備したモデル住宅等による普及効果等について、当該モデル住宅等を展示住宅等の用に供する期間（原則として10年間。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数。）、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（地域モデル実装型）評価事務局（以下「評価事務局」という。）が実施するフォローアップ調査（毎年度末での実施を想定）に協力すること。
- (10) 他の補助金等が交付されている、またはその予定がある事業については、当該補助金等の対象となる事業と明確に区分できる事業であること。

5. モデル住宅等の要件

モデル住宅等について、原則として次の(1)から(8)までの全てを満たすことを要件とする。

- (1) 整備するモデル住宅等は、地域の防災力向上または災害発生時の初動対応の迅速化に資する観点から、1年間以上、展示住宅として活用すること。ただし、展示住宅としての活用に支障のない範囲で、次に掲げる不特定の者の利用または特定多数の者の利用に供する用途のいずれかのものとして活用することを妨げない。

ア 集会場

イ 長屋、共同住宅、寄宿舍、宿泊施設

ウ 事務所 等

※整備するモデル住宅等の用途は、建築基準法における扱いに準じる。

※上記の用途とそれ以外の用途を組み合わせた複合的な建築物の場合、上記の用途以外の用途の部分は、本事業の対象から除外する。この場合、本事業の補助要件は、本事業の対象となる用途の部分に対して適用することとする。

- (2) 整備するモデル住宅等は、省エネ基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合すること。
- (3) 整備する復興住宅は、ZEH 水準（強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。）に適合すること。
- (4) 整備するモデル住宅は、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域）外又は土砂災害に係る災害危険区域（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）外に存すること。
- (5) 整備するモデル住宅は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 88 条第 5 項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第 3 項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されているものではないこと。
- (6) 整備するモデル住宅は、市街化調整区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域）であって土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域）又は浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する洪水浸水想定区域又は同法第 14 条の 3 第 1 項に規定する高潮浸水想定区域であって浸水想定高さ 3 m 以上の区域に限る。）に該当する区域外に存すること。
- (7) 階数が 2 階以下、かつ、床面積が 300 ㎡以下のモデル住宅等を整備する場合には、以下のいずれかの方法により構造安全性が確かめられたものであると確認できること。
- ・ 構造計算
 - ・ 令和 7 年 4 月 1 日施行後の壁量等の基準
- (8) 採択後に着手（モデル住宅等を着工）し、令和 8 年 1 月 30 日（金）までに整備が完了する計画とすること。

6. 補助事業者の募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室

電子メール hqt-mokuzou@ki.mlit.go.jp

(2) 受付方法

- ・電子メールにて受け付ける（来訪等による問合せには対応しない）。
- ・質問には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話、電子メールアドレスを併記するものとする。

(3) 受付期間

令和7年6月27日（金）から令和7年7月25日（金）18:00まで

7. 公募要領の交付期間及び担当部局等

(1) 交付期間

令和7年6月27日（金）から令和7年7月25日（金）18:00まで

(2) 担当部局

評価事務局（（一社）環境共生まちづくり協会）

電子メール chiikimodel@kkj.or.jp

(3) 方法

上記担当部局にて電子媒体をもって配布する。

公募要領の交付を希望する場合は、(2)の電子メールアドレスへその旨連絡すること。

8. 提案書等の提出期限及び方法

(1) 提出期限

令和7年7月25日（金）18:00まで（必着）

(2) 場所

7. (2) の担当部局

(3) 方法

以下のソフト及び形式で作成したデータを電子メールで提出すること。

「Just System 一太郎 2004～」 「Microsoft Word2003～」

「Microsoft Excel2003～」 「Adobe Acrobat Reader4.0～」

※応募に関する質問は、公募要領に記載した方法（電子メール）にて受け付ける（来訪等による問い合わせには対応しない）。

9. 審査・採択方法

提出された提案書等について、5. に掲げる補助要件への適合有無について評価事務局が総合的に審査し、補助要件に適合すると判断された地域協議会に対して、令和7年度予算の範囲内において、国土交通省が採択及び配分額の決定を行う。

10. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は 7. (2) に同じ。
- (3) 提案書等の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書等は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書等に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書等を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採択された提案書等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった提案書等は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書等を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は公募要領等による。